



後見制度支援信託

不正防止にニーズ 金融機関も関心
県内 利用が急増

■ 後見制度支援信託とは

認知症などで判断能力が十分でない高齢者に代わって親族らが成年後見人として財産を管理する際、現金を銀行に信託する制度。生活費を定期的に口座に振り込む事はできるが、入院などでまとまった金額を引き出す際には、家庭裁判所の指示書が必要となる。後見人の財産管理を容易にする役割もある。家庭裁判所の許可がなければ解約もできない。

成年後見人の不正を防ぐため信託銀行などが協力して財産管理する「後見人制度支援信託」の利用者数と信託財産額が2015年、県内で過去最多となりました。一方で横領などの不正件数は増加傾向が続いています。高まる社会的ニーズを背景に県内金融機関も関心を持ち始めていますが、新たなシステム投資が必要だそうです。

大切なお金のこと、
家族で気兼ねなく
話題にできると
いいですね



配偶者控除の対象拡大検討

政府「103万」引き上げ

見直し議論を進めている配偶者控除の適用対象を2017年度税制改正で拡大する方向で検討に入ったようです。

「103万円以下」としている配偶者の年収要件を引き上げ、働く女性の後押しすること。新たな年収要件は、就労を促す効果や税収見通し、関連する社会保険制度との兼ね合いを考慮して決める方針で、150万円程度が軸になりそうです。税収減を抑えるため、高所得者らへの増税で財源を賄う事を検討しています。配偶者控除を廃止したうえで働き方を問わずに適用される「夫婦控除」を創設する案は当面見送りとなるようです。

■ 配偶者控除とは

専業主婦やパートなどの配偶者がいる世帯に対し、世帯主の年収から38万円を差し引いて所得税額を計算し、負担を軽くする仕組み。1961年に創設された。現在は配偶者の給与収入が年103万円以下だと対象になる。世帯主の所得が1千万円以下であれば、配偶者の給与が103万円を超えても141万円未満なら配偶者特別控除を受けられる。



けんろくえん
兼六園(金沢市) **西1位**
晩秋のわびさび、雪吊りとともに



りくぎえん
東1位 六義園(東京都文京区)
都会のオアシス、仕事帰りに紅葉狩り

みふねやまらくえん
2位 御船山楽園
(佐賀県武雄市)



ひろさきこうえん
2位 弘前公園
(青森県弘前市)



りつりんこうえん
3位 栗林公園
(高松市)



やひここうえん
3位 弥彦公園
(新潟県弥彦村)

何
でも
ラ
ン
キ
ン
グ
夜に浮かぶ紅葉庭園ぐるり堪能

しずおかFPサービス column

—配偶者がもらう遺産が変わる？

現在、法務省で相続に関する民法の改正が議論されているのをご存知でしょうか。高齢社会の進行にともない、法律の方も実態にあわせていこうという流れです。その中で6月に法務省から中間試案が示されており、配偶者の相続割合が改正対象にあげられており、2つの案が出ています。

甲案	被相続人の財産が婚姻後に一定の割合以上増加した場合に、その割合に応じて配偶者の具体的相続分を増やすという考え方
乙案	婚姻成立後、一定期間(例えば、20年、30年)が経過した場合に、一定の要件(例えば当該夫婦の届け出)のもとで、又は当然に、法定相続分を増やすという考え方

これらについては被相続人(亡くなった方)の財産が増えたのは夫や妻の貢献だけによるものではない、など反対意見も多く出ているようです。まだまだ試案の段階で、パブリックコメントなどで意見をまとめている段階ですが民法の大きな改正になるだけに注目ですね。



KONOIKE Co. 株式会社

KONOIKE は、お客様と社員が「夢」と「誇り」と「喜び」を共創できる素晴らしい会社を目指します。

- 本社 TEL: (053) 430-0946 浜松市中区元城町216-11 TEL: (053) 455-0661 (代) FAX: (053) 452-1930
- 本店営業部 TEL: (053) 430-0946 浜松市中区元城町216-11 TEL: (053) 454-3723 (代) FAX: (053) 454-9584
- 静岡支店・特建部 TEL: (054) 422-8036 静岡市駿河区敷地1丁目5-15 TEL: (054) 269-5102 (代) FAX: (054) 269-5103
- 掛川支店 TEL: (053) 437-0039 袋井市愛野東2丁目9-2 TEL: (0538) 45-0054 (代) FAX: (0538) 43-7788
- リニューアル部 TEL: (053) 430-0946 浜松市中区元城町216-11 TEL: (053) 455-1311 (代) FAX: (053) 455-1312